

構造基準

区分		旅館・ホテル	簡易宿所	下宿
営業等の制限		営業日数、宿泊単位の制限なし		1ヶ月単位
客室数		1室～	多人数で共用する構造（施設） を主とする施設	1室～
建築基準法		適合していること。200㎡以上の場合、確認申請が必要。 特殊建築物該当 用途：「旅館」、「下宿」、「寄宿舍」		
消防法令		適合していること。		
主たる客室の構造	客室面積 (内寸にて計測)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・寝台あり：9㎡以上</li> <li>・寝台なし：7㎡以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宿泊定員10人以上：延べ33㎡以上。</li> <li>・宿泊定員10人未満：3.3×宿泊人数㎡以上</li> </ul>	✕
	階層式寝台	✕	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上段と下段の間隔おおむね1m以上。</li> </ul>	
	カプセル型寝台	✕	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上段と下段の間隔おおむね1m以上。</li> <li>・良好な空気循環を保てること。</li> <li>・適当な照明設備を有すること。</li> </ul>	
	構造の注意	<ul style="list-style-type: none"> <li>・窓のない客室は設けないこと。</li> <li>・収容定員に応じて十分な広さを有し、清掃が容易に行える構造であること。</li> <li>・客室の前面に空地があるなど衛生上支障がない場合を除き、客室は、地階に設けてはならないこと。</li> <li>・客室の外部から客室の内部を監視し、またはのぞくことができる設備*が設けられていないこと。</li> </ul> <p>*換気・採光のための窓、その他の設備を除く。</p>		

区分	旅館・ホテル	簡易宿所	下宿
玄関帳場 フロント Reception	<ul style="list-style-type: none"> <li>・玄関帳場またはフロントを設置すること。</li> <li>※次の要件を全て満たす場合は設置不要</li> <li>①事故やその他の緊急における迅速な対応が可能（概ね 10 分程度で職員等が駆けつける）。</li> <li>②宿泊者名簿*の正確な記載及び宿泊者との間の鍵の適切な受渡しを可能とする設備を有すること。</li> <li>③ビデオカメラ等を設置し宿泊者の本人確認と出入りを常時鮮明な画像で確認可能。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・玄関帳場もしくはフロントを設置することが望ましい。</li> <li>※次の要件を全て満たす場合は設置不要</li> <li>左記条件の①および②。</li> </ul>	<p>旅館・ホテル営業の基準に準じて設けることが望ましい。</p>
	<p>【*宿泊者名簿の記載について】</p> <p>〈必須項目〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li style="width: 45%;">・氏名、住所、連絡先（電話番号、メールアドレスなど）</li> <li style="width: 45%;">〈日本に居住しない外国人については、以下項目も必須〉 ・国籍、旅券番号（パスポートの確認）</li> </ul>		
入浴設備等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宿泊者の需要を満たす適当な規模の入浴設備（シャワーのみも可）を有すること。 （近接して公衆浴場がある等入浴に支障をきたさないと認める場合は必ずしも必要ではない。）</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・共同浴室を設ける場合は原則として男女別とすること。</li> </ul>		
暖房設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の規模に応じた暖房設備を有すること。</li> <li>・客室に暖房設備を設ける場合は、密閉式の暖房設備その他半密閉式等室内の空気を汚染するおそれがないものを備え付け、開放型のものは置かないこと。</li> </ul>		
換気・採光など	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。</li> </ul>		

区分	旅館・ホテル	簡易宿所	下宿
洗面設備・給水	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 宿泊者の需要を満たす適当な規模の洗面設備を有すること。</li> <li>・ 給水設備には<u>飲用に適する水*</u>を供給すること。（*地下水などの場合、水質検査が必要になる場合があります。）</li> </ul>		
トイレ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 宿泊者等の利用しやすい位置に設け、適当な数の便所を有すること。</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 車いす用の便所を設ける場合は、車いすの異動に支障が生じないように十分な広さを有すること。</li> <li>・ 悪臭を排除するため適当な換気設備を備え付けること。</li> <li>・ 便所の清掃用具はその他の清掃用具と共用しないこと。</li> <li>・ 共同便所を設ける場合は、男子用、女子用の別に分けて、適当な数を備え付けること。</li> </ul>	左記に準じて設けることが望ましい。	
調理室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該施設に近接して飲食店がある等飲食に支障を来さないと認められる場合を除き、適当な規模の調理室を有すること。</li> </ul>		
寝具保管設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 客室の定員数以上の数の寝具を備え、かつ、当該寝具の保管に適した設備を有すること。</li> </ul>		
施設の形態など	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設と附属する工作物の外壁または屋根は、その形態、意匠等が善良の風俗を害するものでないこと。</li> </ul>		
遮蔽設備など	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設が学校等の周囲おおむね 100m の区域内にある場合は、学校等から客室又は客にダンス若しくは射幸心をそそるおそれがある遊技をさせるホールその他の設備の内部を見とおすことをさえぎることができる設備を有すること。</li> </ul>		<p style="text-align: center;">✕</p>